

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.003

処 分 名	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令
処 分 の 概 要	防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条の3第1項
処 分 基 準	<p>◎防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・火災の予防に危険である行為と認めること。・火災の予防に危険である物件と認めること。・消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件と認めること。 <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な火災発生の危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第5条の3第1項 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。